小学生バンドフェスティバル福島県大会実施規定

第１章　　　総　　則

（大会名称）

第１条　この大会は、「全日本小学生バンドフェスティバル福島県大会」という。

（実　施）

第２条　全日本小学生バンドフェスティバル福島県大会（以下、福島県大会）は、福島県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年実施する。

（会場・日時）

第３条　実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会（以下、理事会）で決める。

第２章　　参加資格

（参加資格）

第４条　参加資格は、福島県吹奏楽連盟（以下、福島県吹連）に登録された小学校で、構成メンバーは、当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

２　出演者が２つ以上の団体に重複して出場することは、認めない。

（入賞取消）

第５条　参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

第３章　　演奏・演技

（参加人員）

第６条　参加人員は、自由とする。

（編　成）

第７条　編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。ただし、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

（演奏時間）

第８条　演奏時間は、７分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第９条　演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

（演奏曲目）

第10条　演奏曲目は自由とする。ただし、著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

（演奏形態）

第11条　演奏形態は、自由とする。

（服　装）

第12条　服装等は、自由とする。

（参加費用）

第13条　参加する費用は、参加団体の負担とする。

（演奏順序）

第14条　演奏順序は、大会事務局で抽選して決める。

第４章　　審査・表彰

（審　査）

第15条　審査員は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

２　審査員は、３名とする。

３　審査方法は、別に定める審査内規による。

（表　彰）

第16条　出場団体に賞状を贈る。また、表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

第５章　　県　代　表

（県代表）

第17条　東北大会開催日の３週間以前に、福島県大会を開催して、県代表団体を決定して東北吹奏楽連盟に推薦・報告する。

（推薦団体数）

第18条　小学生バンドフェスティバルとマーチングコンテストを通して７団体推薦できる。ただし、小学校バンドフェスティバルの代表数は最大４団体までとする。

第６章　　そ　の　他

（共催・後援・協賛）

第19条　福島県大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

２　共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

（実行委員）

第20条　福島県大会実行委員には、福島県吹連事務局と開催支部の役員があたる。

（実施要項）

第21条　その他の開催上の細目については、福島県吹連事務局が定める。

（改　定）

第22条　この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附　則

この規定は、平成１９年　６月　４日より実施する。

この規定は、平成２５年　６月　４日より改定実施する。

この規定は、平成２６年　６月　７日より改定実施する。

この規定は、平成２９年　６月　３日より改定実施する。

この規定は、平成３０年　６月　２日より改定実施する。

小学生バンドフェスティバル福島県大会　審査内規

第１条　この内規は、小学生バンドフェスティバル福島県大会実施規定第15条に基づき審査および判定について定めるものである。

第２条　審査員は、「演奏技術」「総合表現」の２項目について１０段階で評価する。

第３条　審査結果の処理は、会長から委嘱された３名によって構成する判定委員会が行う。

第４条　判定委員会は、審査員の評価に基づき、部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は３：４：３を目安とする。また、県代表選出方法は次の通りとする。

１．評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

２．１で決着がつかないと場合は、審査員の投票で決める。

第５条　第４条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

第６条　審査一覧表は、各団体に送る。

第７条　この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附　則

この内規は、平成１９年　６月　４日より実施する。

この内規は、平成２４年　４月　１日より改定実施する。

この内規は、平成２５年　４月　１日より改定実施する。

この内規は、平成２９年　６月　３日より改定実施する。